

NACCS業務資料

<海上・航空共用導入資料Ⅱ>

【よくあるご質問と留意事項編】

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
ソリューション事業推進部
2017年3月

[2017.3.29]

=目次=

この資料について	2
1.第6次NACCSへの移行データの取扱いについて.....	3
2.これまでに寄せられたご質問	3
3.貨物情報や申告情報についての留意事項について.....	8
4.次期(第6次)NACCSにおけるイレギュラー対応について	11

《この資料について》

この資料は、海上システムをご利用いただいている保税蔵置場/通関業の業種のお客様が、「海上・航空共用」の手続きを行っていただいた上で航空システムをご利用いただく際のNACCS業務参考資料として作成したものです。

これまでに寄せられたご質問と貨物情報や申告情報についてご留意いただきたい事項を資料化いたしました。

税関手続きを実施の際には、必ず必要な確認を税関へ行っていただくようお願いいたします。

海上システムと航空システムの相違点や航空システムで業務処理される際にご留意いただきたい事項については、[別編Ⅰの【航空システム 通関・保税業務編】](#)に資料化いたしましたので、併せてご活用ください。

「海上・航空共用」についての詳細情報につきましては、NACCS掲示板の第6次NACCS情報の専用ページをご覧ください。

<http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html>

当該専用ページには、更新情報の掲載を継続していく予定です。

現行(第5次)NACCSの安定運用と第6次NACCSへのスムーズな移行のため、引き続き皆様のご協力を、よろしくお願いいたします。

1. 第6次NACCSへの移行データの取扱いについて

海上・航空共用化を行った海上・航空共用蔵置場につきましては、第6次NACCSへのデータ移行前に航空貨物を航空システムで処理していれば、移行データの取扱いについて特段の対応をすることなく後続業務が実施可能となる予定です。また、移行データに海上システムで処理された航空貨物のデータが含まれており、輸入申告前又は輸出申告前の場合は、当該移行データについて改めて航空システムで再処理すれば、NACCSで後続業務を実施することができる予定としています。

次期(第6次)NACCSへの移行データの取扱いにつきましては、本年4月から開催いたします「次期(第6次)NACCS総合運転試験説明会」及び移行説明会(本年9月開催予定)において詳細をご説明いたしますので、お忙しい中、大変恐縮ではございますが、皆様には必ずご参加いただきご確認くださいませようお願い申し上げます。

2. これまでに寄せられたご質問

ご質問	回答
<p>Q1 海上・航空共用化の手続きは、誰が行う必要がありますか？</p>	<p>海上システムをご利用のお客様で、現在、航空貨物の業務処理を行っている場合、また、今後、航空貨物の取り扱いを予定されている場合には、「海上・航空共用の手続き」が必要となります。</p> <p>保税蔵置場及び通関業者の方々にご対応を進めていただく必要があります。加えて、税関官署においても航空システム対応が進められているところです。</p> <p>(注) 管轄税関官署が航空システム対象官署となっていること (又はシステム対応予定)を確認してから手続きを進めてください。</p> <p>財務省関税局・税関では、平成29年4月1日(土)より、原則として全ての税関官署に海上・航空双方のシステムを導入することとしています。</p>

2.これまでに寄せられたご質問(2)

ご質問	回答
<p>Q2 海上・航空共用化の手続きを行うと、回線料金は変わりますか？</p>	<p>基本的には回線料金に変更は生じません。 インタラクティブ処理方式等の一般NACCSについて、回線の保守時間帯を現状どおり「平日09：00～18：00」でご利用いただく場合は、回線料金に変更は生じません。 また、netNACCSのご利用であれば、回線料金が発生していないため、料金に変更は生じません。</p>
<p>Q3 海上・航空共用化を行うと、これまでの業務処理は変わりますか？</p>	<p>例えば、これまで海上システムで「輸入申告（IDA／IDC）」業務に先行して、「システム外搬入確認（BIB）」業務を行っていた場合、これに替えて、航空システムで「搬入確認登録（BIN）」業務を実施していただくこととなります。 また、海上システムと航空システムとでは、業務フローやNACCSパッケージソフトの入力画面・入力項目が大きく異なります。さらに、保税蔵置場の管理統計資料に航空システム分が加わる等の変更があります。</p> <p>(参考) NACCS掲示板の第6次NACCS情報「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページに海上・航空共用化に関する仕様変更対象業務の一覧や海上システムと航空システムのパッケージソフト入力画面の相違点等の情報を掲載しています。</p> <p>「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページ URL：http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html</p>
<p>Q4 海上・航空共用化の手続きは、いつまでに行えば良いですか？</p>	<p>本年7月から実施予定の総合運転試験前までには、海上・航空共用化の対応を終えていただく必要があります。 回線の変更を伴う場合には、そのための準備期間も要しますので、ご案内するスケジュールに沿ってご対応を進めていただくようお願いいたします。 <u>総合運転試験フェーズIから参加する場合には、平成29年5月17日までに現行NACCSで先行対応する契約（変更）手続きを行ってください。（開始日：平成29年6月1日）</u></p> <p>(参考) NACCS掲示板の第6次NACCS情報「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページにNACCSのご利用に関するスケジュール表を掲載しています。</p> <p>「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページ URL：http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html</p>

2.これまでに寄せられたご質問(3)

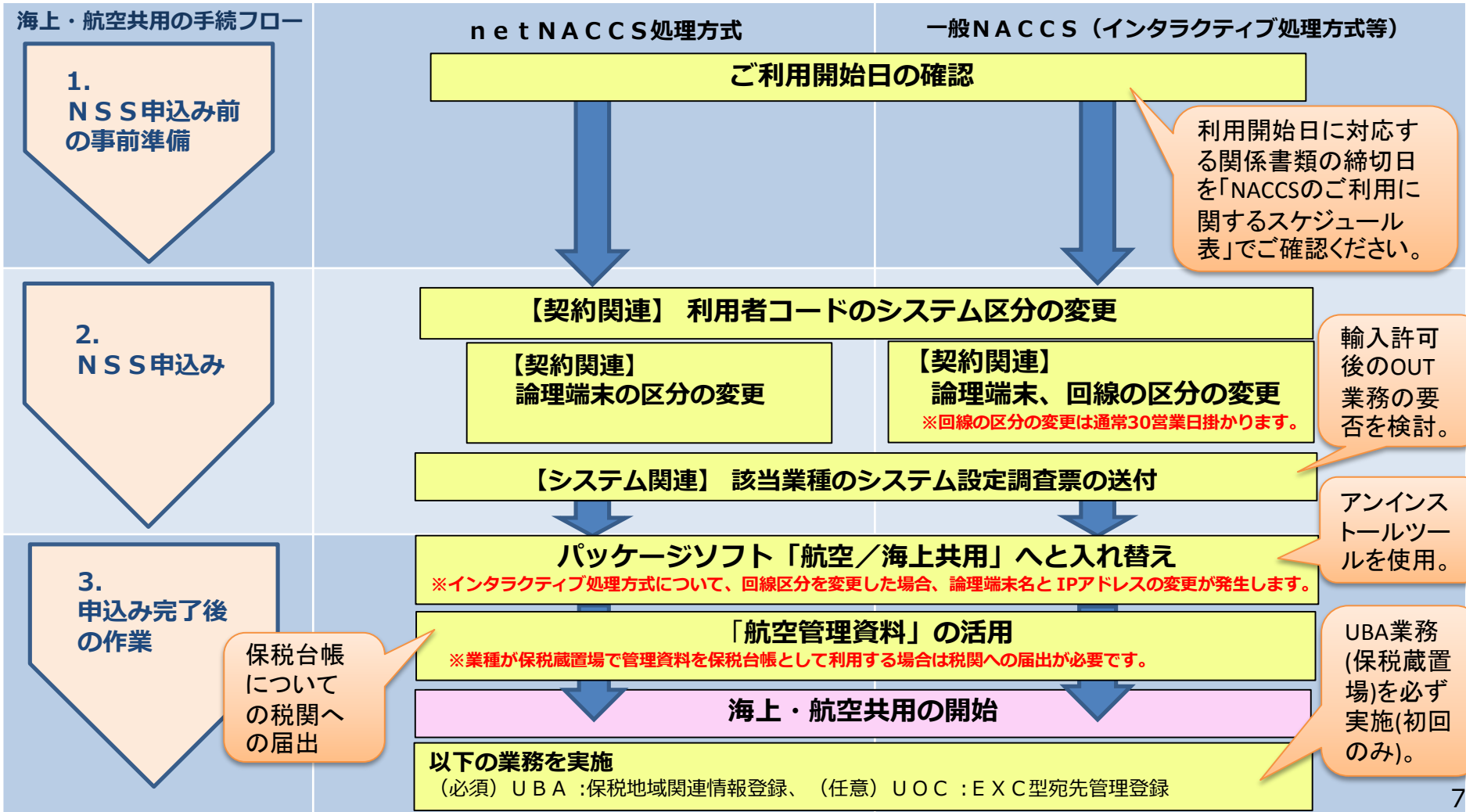
ご質問	回答
<p>Q5 通関業者、保税蔵置場が海上・航空共用化の手続きを行うにあたり、税関への事前相談や申込み手続きのタイミング等留意する点はありますか？</p>	<p>海上システムへ参加している保税蔵置場が航空システム対応としてNACCSに参加するためには、税関側でシステムの設定を要する場合がありますので、海上・航空共用への変更手続きを行う前に、必ず、税関へご相談ください。 具体的な取扱いは管轄税関の保税部門にご確認ください。</p> <p>保税蔵置場が海上・航空共用化の対応を行わなければ、後続する航空貨物の航空システム処理は実施出来ません。</p> <p>ただし、保税蔵置場が共用化の対応をして貨物の搬入を航空システムで実施しても、通関業者も共用化の手続きを終えていなければ航空貨物のシステム処理が実施出来ません。 以上のことから、利用者全員に参加いただく総合運転試験フェーズⅠに間に合うよう、5月17日までに契約変更手続等を実施（6月1日利用開始）して、海上・航空共用化の対応を進めていただく必要があります。通関業のご利用者様におかれては、できるだけ早期に共用化の手続きを行っていただくよう、お願いいたします。 皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。</p>
<p>Q6 海上・航空共用化の契約変更手続等は、どのように行うのですか？</p>	<p>手続きは三つの段階に分かれます。</p> <ol style="list-style-type: none">① ご希望の利用開始日のご確認② NSS（NACCSサポートシステム）による利用者コードのシステム区分の変更等の申込み及びシステム設定調査票の提出③ パッケージソフトの入れ替え、保税地域関連情報登録（UBA）等 <p>なお、netNACCS処理方式とインタラクティブ処理方式等の一般NACCSでは変更手続きが異なりますので、お客様のご利用状況で必要となる手続きをご確認していただくようお願いいたします。</p> <p>（参考）NACCS掲示板の第6次NACCS情報「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページにnetNACCSとインタラクティブ処理方式に分けた「海上・航空共用化」のNSS申込手続きガイドを掲載しています。</p> <p>「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページ URL：http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html</p>

2.これまでに寄せられたご質問(4)

ご質問	回答
<p>Q7 パッケージソフトの入替の際に留意する点がありますか？</p>	<p>「海上」のパッケージソフトを利用しているのであればアンインストールして頂き、改めて「海上航空共用」のパッケージソフトをインストールして頂く必要があります。 NACCS 掲示板の第6次NACCS情報「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページに海上・航空共用化に伴うパッケージソフトの入替え手順を掲載しておりますので、詳細は、こちらをご覧ください。</p> <p>「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページ URL：http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html</p>
<p>Q8 海上・航空共用化推進の手続きに関する問合せは、どこに行えば良いですか？</p>	<p>本件に係るご質問等は、お手数ですが以下の連絡先までお願いいたします。また、ご質問をお問合せフォームにおいても受け付けています。メールによるお問合せをご利用いただきますと、電話口でお待ちいただくことなくお仕事のご都合に合わせてお問合せいただけますので是非「<u>問合せフォーム</u>」を利用したメールによるお問合せをご利用ください。</p> <p>◆ 問合せフォーム：http://www.naccscenter.com/inquiry/form10/42/</p> <p>◆ ソリューション事業推進部 対応時間：月曜日～金曜日 09:00～18:00（祝日を除く。） お客様サポート課 TEL：044-520-6280 東海事務所 TEL：052-654-6511 関西事務所 TEL：06-6446-3812 九州事務所 TEL：092-441-7825</p>

2.これまでに寄せられたご質問(5)

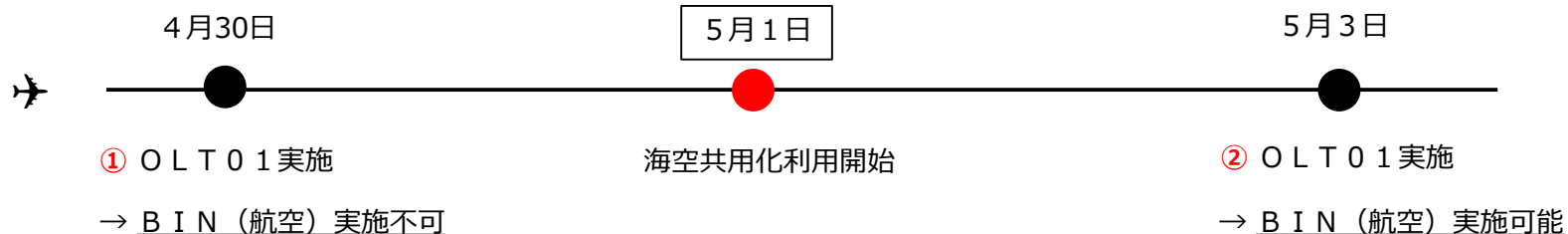
ご質問	回答
<p>Q9 海上・航空共用化の契約変更手続等は、どのように行うのですか？ (参考) 海上・航空共用への変更手続フロー</p>	<p>以下のフローをご参照ください。</p> <p>なお、保税蔵置場が航空システム対応する際は、税関側でシステムの設定を要する場合がありますので、税関(保税部門)へご相談ください。</p>



3.貨物情報や申告情報についての留意事項について(1)

区分	項目	留意事項	対応
輸入	空港から海港蔵置場向けに航空システムで「保税運送申告（一般）（O L T O 1）」業務を行った場合の対応について	事例 5月1日利用開始で保税蔵置場が共用化（航空システム対応）とした場合、以下のケースでの海港蔵置場における後続業務はどのようなになるのか？	
		① 4月30日に空港からO L T O 1業務で保税運送申告した場合	① 運送先蔵置場での「 <u>搬入確認登録（システム対象内保税運送）（B I N / B I N 0 1）</u> 」業務は 実施不可 。4月30日発送の場合は 従来どおり海上システムの「システム外搬入確認（輸入貨物）（B I B）」 業務で搬入し、税関にご相談の上、到着確認を実施いただくこととなります。
		② 5月3日に空港からO L T O 1業務で保税運送申告した場合	② 運送先蔵置場での <u>B I N</u> 実施可能です。

<例. 5月1日 海空共用化を開始した場合>



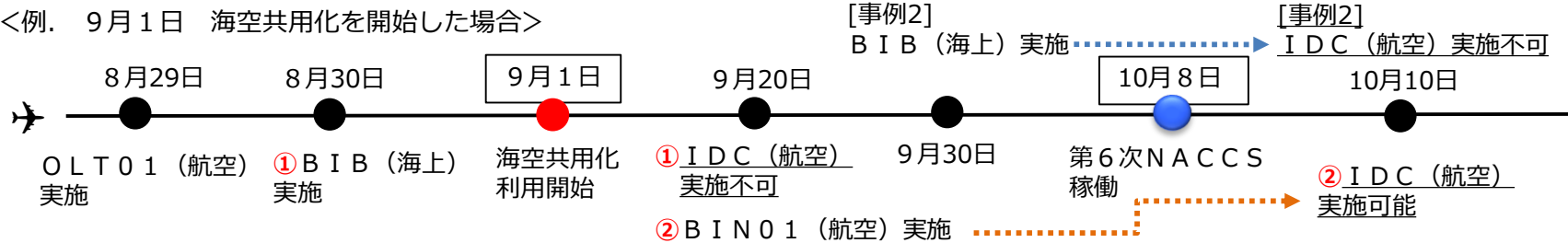
※ ポイント

輸入に関しては「保税運送申告（一般）（O L T O 1）」業務を行った保税運送申告時にシステム側で航空システム参加の蔵置場としてのチェックをしており、当該チェックにより蔵置場が貨物を搬入する際の処理が決まります。

3.貨物情報や申告情報についての留意事項について(2)

区分	項目	留意事項	対応
輸入	空港から海上蔵置場向けに航空システムで「保税運送申告(一般)(OLT01)」業務を行った場合における貨物情報と申告業務について	<p>以下のケースにおいて、貨物情報と後続の輸入申告業務は以下の事例についてどのようになるのか？</p> <p>事例1 9月1日に海上蔵置場が海空共用化(航空システム対応)を開始した場合(10月8日に第6次NACCS稼働)</p> <p>① 8月30日に海上蔵置場に海上システムで貨物を搬入(「システム外搬入確認(輸入貨物)(BIB)」業務を実施)、9月20日に航空システム対応で輸入申告(IDA/IDC)を行う場合。</p> <p>② 9月20日に海上蔵置場に航空システム対応で貨物を搬入(「搬入確認登録(システム対象内保税運送)(BIN/BIN01)」業務を実施)、10月10日に航空システム対応で「輸入申告(IDA/IDC)」業務を行う場合。</p> <p>事例2 <u>海上蔵置場が共用化を行わずに更改を迎えた場合。</u> 9月30日に海上蔵置場に海上システムで貨物を搬入(「システム外搬入確認(輸入貨物)(BIB)」業務を実施)、10月10日に海上システムでIDA/IDCを行う場合。</p> <p>事例3 海上蔵置場がシステム導入を行わずに(NACCS不参加)更改を迎えた場合。 9月20日に海港蔵置場に貨物を搬入し、10月10日に輸入申告を行う場合。</p>	<p>事例1</p> <p>① BIBで搬入した場合、<u>更改前は海上システムでIDA/IDCを実施してください</u>(航空システムではIDA/IDC実施不可)。</p> <p>② 10月8日にデータ移行されるので、航空システムでIDA/IDC実施可能となる予定です。</p> <p>事例2 10月8日以降に海上システムでのIDAで航空貨物の旨の登録は出来ませんので、申告はマニュアルで行い、貨物情報は税関にて削除(マニュアル輸入許可)していただく必要があります。但し、移行時の対応で10月7日までにIDAがされた申告情報だけは更改後海上システムでIDCが可能となる予定です(10月7日以降、IDA情報が変更された場合もIDC可能。)</p> <p>事例3 現行では、通関業者が入力するSCRで貨物情報を作成しIDA/IDCを実施していますが、搬入、輸入申告とも全てマニュアルでの対処となります。</p>

<例. 9月1日 海空共用化を開始した場合>



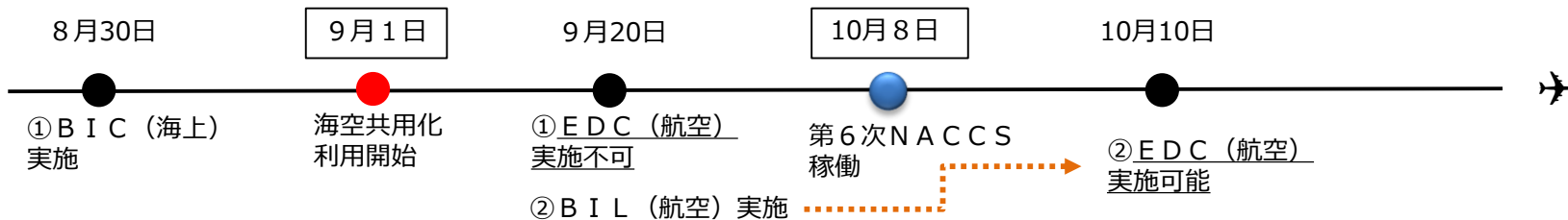
※ポイント

海上蔵置場が共用化を行わずに更改を迎えた場合とシステム導入を行わずに(NACCS不参加)更改を迎えた場合は、航空システムの処理が出来ない為、搬入と輸入申告がマニュアル処理となります。

3.貨物情報や申告情報についての留意事項について(3)

区分	項目	留意事項	対応
輸出	海上蔵置場から航空蔵置場に向けて海上システムで「輸出申告（EDC）」業務、「搬出確認登録（BOC）」業務を行った場合における貨物情報と申告業務について	<p>以下のケースにおいて、貨物情報と後続の輸出申告業務は以下の事例についてどのようになるのか？</p> <p>事例 1 9月1日に海上蔵置場が共用化（航空システム対応）を開始した場合（10月8日に第6次NACCSが稼働）</p> <p>① 8月30日に海上蔵置場に海上システムで貨物を搬入（「搬入確認登録（輸出未通関）（BIC）」業務を実施）、9月20日に航空システム対応で「輸出申告（EDA/EDC）」業務を行う場合。</p> <p>② 9月20日に海上蔵置場に航空システム対応で貨物を搬入（「一括搬入確認登録（BIL）」業務を実施）、10月10日に航空システム対応で「輸出申告（EDA/EDC）」業務を行う場合。</p> <p>事例 2 海上蔵置場が共用化を行わずに更改を迎えた場合。 9月20日に海上蔵置場に海上システムで貨物を搬入（「搬入確認登録（輸出未通関）（BIC）」業務を実施）、10月10日に海上システムでEDA/EDCを行う場合。</p>	<p>事例 1</p> <p>① 貨物情報は海上システムに登録されているので、<u>航空システムでのEDA/EDCは実施不可</u>。</p> <p>② 10月8日にデータ移行されるので、航空システムでEDA/EDCが実施可能となる予定です。</p> <p>事例 2</p> <p>10月8日更改以降に、海上システムでの事項登録、EDAで航空貨物の旨の登録はできません（※AWB番号入力欄がなくなります。）。申告はマニュアルで行っていただく必要があります。ただし、移行時の対応で10月7日までにEDAされた申告情報だけは更改後海上システムでEDCが可能となる予定です（訂正を除く。）。</p>

<例、9月1日 海空共用化を開始した場合>



※ポイント

海上システムの「輸出貨物情報登録（ECR）」を行った場合は海上システムの貨物情報として登録されます。航空システムの「輸出貨物情報登録（CDB01）」を行った場合は、航空システムの貨物情報として登録されます。当該登録されたシステム区分によって搬入確認や申告の後続業務が決まります。また、海上蔵置場が共用化を行わずに更改を迎えた場合、航空システムの処理が出来ない為、搬入と輸出申告がマニュアル処理となります。

海上／航空の両機能間で情報連携機能が必要なイレギュラーケースについては、当該機能を提供いたします。

イレギュラーケースである以下の2ケースについては、情報の継続性を確保するため、新規業務により情報連携を可能とする。

- ① 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合
- ② 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合

海上／航空の両機能間で情報連携を行うための新規業務の概要

業務コード等	CHG11：貨物情報切替登録呼出し（入力者：保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主な機能	① 新規登録時の呼出し ：海上貨物（輸出管理番号）から切替後の航空貨物に必要な情報（個数、重量等）を呼び出す。 ② 訂正・取消の呼出し ：CHG業務にて登録した航空貨物（B/L番号）を入力し、情報を呼出す。
業務コード等	CHG：貨物情報切替登録（入力者：保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主な機能	① 新規登録 ：輸出管理番号と切替後の航空貨物の情報を入力し、航空貨物情報を作成する。なお、航空貨物情報作成後は、海上貨物に対する業務更新を不可とし、航空貨物については「貨物情報切替確認情報（CHH）」業務が実施されるまで業務更新を不可とする。 ② 訂正 ：CHG業務にて登録された航空貨物情報を入力し、航空貨物情報を更新する。なお、CHH業務が実施されるまでの間は訂正可能。 ③ 取消 ：輸出管理番号とCHG業務にて登録したAWB番号を入力し、航空貨物情報を削除する。なお、入力された海上貨物はCHG業務実施前の状態に戻し、CHH業務が実施されるまでの間は取消可能。
業務コード等	CHH：貨物情報切替確認情報（入力者：保税蔵置場）
主な機能	CHG業務にて登録された情報を確認した旨を登録する。航空貨物情報についてはLDR情報を出力し、貨物の搬出を行う。また、CHH業務を契機にCHG業務での訂正・取消を実施不可として、海上貨物情報を削除する。

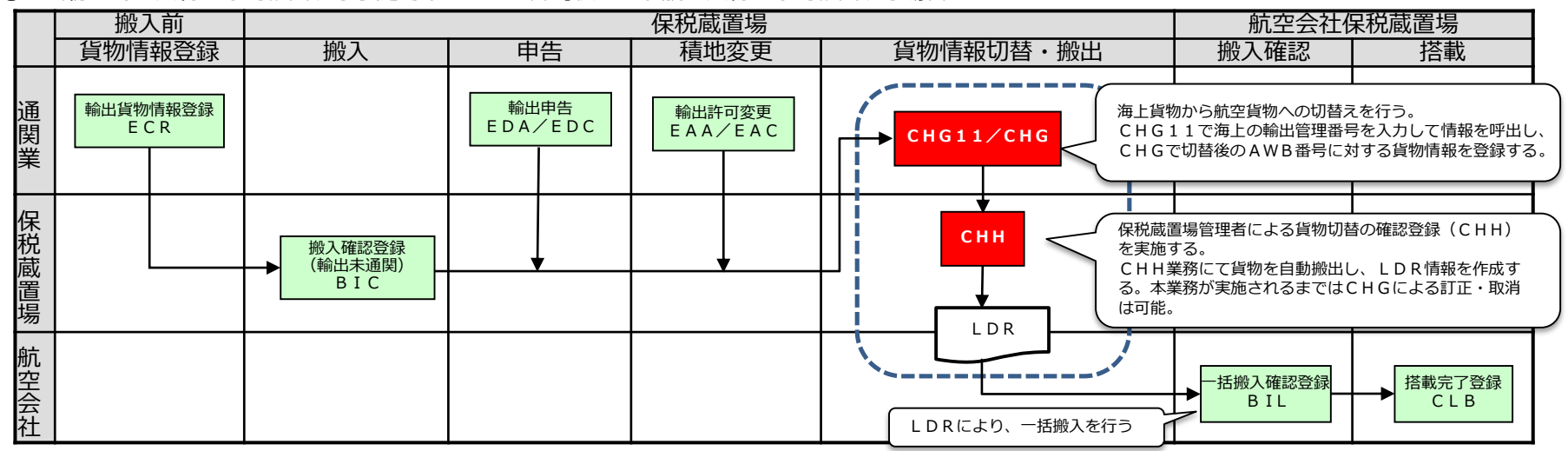
注意：当該業務は次期（第6次）NACCSより提供いたします。

4.次期（第6次）NACCSにおけるイレギュラー対応について(2)

共通	航空 海上	第10回 WG	基本 IV-3	海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止（イレギュラーケースの対応）
----	----------	------------	------------	-------------------------------------

詳細仕様検討結果

① 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急きょ航空貨物として輸出する場合



② 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を航空貨物として積み戻す場合

